

「総合消費料金」の訴訟に関する

架空請求ハガキに注意！

このようなハガキが届いたら注意してください！
これは架空請求です！！（ハガキ例）

総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知いたします。管理番号●)XXX 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、**執行官立ち会いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきます**ので裁判所執行官による**執行証書の交付**を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年●月●日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-XXXX-XXXX
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

意味不明な料金

同じ番号で一斉に通知

脅し文句

極端に近い期日で焦らせる

存在しない
他に『民事訴訟管理センター』や『訴訟管理事務局センター』もあり

このハガキが届いても
決して電話をかけないでください！

★疑問や不安を感じたら、消費生活センターに相談を！！

消費生活総合センター ☎048-645-3421

浦和消費生活センター ☎048-871-0164

岩槻消費生活センター ☎048-749-6191

ホームページ [さいたま市消費生活総合センター](#) [検索](#)